



2018年5月11日

各 位

会 社 名 株式会社サガミチェーン
代表者名 代表取締役社長 伊藤 修二
(コード番号：9900 東証・名証第一部)
問合せ先 取締役執行役員 長谷川 喜昭
TEL. 052-771-2126

「会社分割による持株会社体制への移行に関する検討開始」、
「商号の変更」および「定款の一部変更」に関するお知らせ

当社は、2018年5月11日開催の取締役会において、2018年10月1日を目途に会社分割（簡易分割）の方式により持株会社体制へ移行するための検討を開始することを決議し、また、これに伴い「商号の変更」および「定款の一部変更」を2018年6月28日開催予定の当社第48期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 持株会社体制への移行に関する検討開始について

(1) 移行の背景と目的

当社はグループビジョンである「No.1 Noodle Restaurant Company」の実現に向けて、地域に必要とされる企業を目指す「食文化を通じて地域社会に奉仕すること」、安全安心・健康を届け食生活向上に寄与する「企業を通じてお客様に奉仕すること」、および、より良きサガミを次世代に継承する「食」と「職」の楽しさを創造する企業」の経営理念を推進して成長を続けてまいります。

そのためには、経営の効率化を図り、市場環境の変化に柔軟に対応できる体制づくりが必要と考え、経営戦略機能と事業執行機能を分離することで意思決定の迅速化を図り、経営人材の育成と機動的で且つ柔軟な事業運営実現の観点から、会社分割による持株会社体制への移行について検討を開始することを決定いたしました。

(2) 移行の方法

当社を分割会社、子会社を分割承継会社とする会社分割により、持株会社と事業会社に分割し、当社グループは持株会社体制へ移行いたします。また、当社は持株会社体制への移行後も引き続き上場を維持いたします。

(3) 移行の日程

持株会社体制移行決定取締役会	2018年5月11日
分割契約承認取締役会	2018年6月4日（予定）
分割契約締結	2018年6月4日（予定）
持株会社体制への移行	2018年10月1日（予定）

(注) 本吸収分割は、分割会社である当社において会社法第784条第2項に規定する簡易分割に該当するため、当社の株主総会による吸収分割契約の承認を得ずに行う予定です。

(4) その他

商号の変更および定款の一部変更に関するものを除き、持株会社体制への移行に関する詳細につきましては現時点で未定であり、今後、具体的に検討してまいります。詳細につきましては、決定後速やかにお知らせいたします。

2. 商号の変更および定款の一部変更について

(1) 変更の理由

- ① 上記、「1. 持株会社体制への移行に関する検討開始について」に記載のとおり、当社は、2018年10月1日を目途に、当社が営む飲食事業等を当社の子会社に簡易吸収分割により承継し、持株会社体制に移行する予定です。つきましては、当該持株会社化後の経営体制および事業運営を見据え、商号を現「株式会社サガミチェーン」から「株式会社サガミホールディングス」に変更すると共に、現行定款第1条（商号）および第2条（目的）を変更するものです。
- ② 将来の機動的な資本政策のため、現行定款第6条の発行可能株式総数を100,000,000株に変更するものです。
- ③ 株主総会および取締役会の運営に柔軟性を持たせるため、現行定款第14条および第23条に定める株主総会および取締役会の招集権者および議長を、それぞれ取締役会が定める取締役に変更するものです。
- ④ 責任限定契約の対象者を業務執行取締役等でない取締役および監査役に拡大する改正がなされた改正会社法が2015年5月1日に施行されたことに伴い、社内外を問わず広く適任者を得られるよう、現行定款第27条第2項（取締役の責任免除）および第35条第2項（監査役の責任免除）に所要の変更を行うものです。なお、現行定款第27条第2項の変更に関する議案の当社定時株主総会への提出につきましては、各監査役の同意を得ております。

(2) 商号の変更

変更の内容は、次のとおりであります。

なお、本商号変更は持株会社体制への移行予定日である2018年10月1日をもって効力が発生するものとします。

現商号	新商号
株式会社サガミチェーン (英語表記：SAGAMI CHAIN CO.,LTD.)	株式会社サガミホールディングス (英語表記：Sagami Holdings Corporation)

(3) 定款変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

なお、本定款変更は持株会社体制への移行予定日である2018年10月1日をもって効力が発生するものとします。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
<p>第1条(商号) 当社は、株式会社サガミチェーンと称し、英文では、<u>SAGAMI CHAIN CO.,LTD.</u>と表示する。</p> <p>第2条(目的) 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p><u>1. 株式を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理すること。</u></p> <p><u>2. 飲食店の経営。</u></p> <p><u>3. 麺類および米穀類の製造、加工ならびに販売。</u></p> <p><u>4. 各種飲食業に対する技術援助および経営指導。</u></p> <p><u>5. 厨房設備、空調設備、事務用機器、環境機器、自動販売機、飲食店用什器および同備品の賃貸、販売ならびにメンテナンス。</u></p> <p><u>6. 不動産の所有、管理及び賃貸業並びに不動産コンサルティング業</u></p> <p><u>7. たばこの販売。</u></p> <p><u>8. 酒類の販売。</u></p> <p><u>9. 食料品、清涼飲料および嗜好飲料の製造、加工ならびに販売。</u></p> <p><u>10. 通信販売業およびインターネットを利用した通信販売業。</u></p> <p><u>11. 損害保険代理業および自動車損害賠償保障法に基づく代理業。</u></p> <p><u>12. 生命保険の募集に関する業務。</u></p> <p><u>13. 電気通信事業法による電気通信事業および電気通信事業者の代理店業務。</u></p> <p><u>14. 損害保険会社に対する特定金融商品取引業務(金融商品取引法第33条の8第2項)の委託の斡旋および支援。</u></p> <p><u>15. 自然エネルギー等による発電事業及び売電事業</u></p> <p><u>16. 有価証券その他金融商品の取得、保有、運用、調査、企画、募集及び管理並びに為替取引その他金融関連業務</u></p>	<p>第1条(商号) 当社は、株式会社サガミホールディングスと称し、英文では、<u>Sagami Holdings Corporation</u>と表示する。</p> <p>第2条(目的) 当社は、次の事業を営むことならびに<u>次の事業を営む会社(外国会社を含む。)</u>、<u>その他の法人等の株式又は持分を保有することにより、当該会社等の事業活動を支配・管理すること</u>を目的とする。</p> <p><u>1. 飲食店の経営。</u></p> <p><u>2. 麺類および米穀類の製造、加工ならびに販売。</u></p> <p><u>3. 各種飲食業に対する技術援助および経営指導。</u></p> <p><u>4. 厨房設備、空調設備、事務用機器、環境機器、自動販売機、飲食店用什器および同備品の賃貸、販売ならびにメンテナンス。</u></p> <p><u>5. 不動産の所有、管理及び賃貸業並びに不動産コンサルティング業</u></p> <p><u>6. たばこの販売。</u></p> <p><u>7. 酒類の販売。</u></p> <p><u>8. 食料品、清涼飲料および嗜好飲料の製造、加工ならびに販売。</u></p> <p><u>9. 通信販売業およびインターネットを利用した通信販売業。</u></p> <p><u>10. 損害保険代理業および自動車損害賠償保障法に基づく代理業。</u></p> <p><u>11. 生命保険の募集に関する業務。</u></p> <p><u>12. 電気通信事業法による電気通信事業および電気通信事業者の代理店業務。</u></p> <p><u>13. 損害保険会社に対する特定金融商品取引業務(金融商品取引法第33条の8第2項)の委託の斡旋および支援。</u></p> <p><u>14. 自然エネルギー等による発電事業及び売電事業</u></p> <p><u>15. 有価証券その他金融商品の取得、保有、運用、調査、企画、募集及び管理並びに為替取引その他金融関連業務</u></p>

現行定款	変更案
<p><u>17.</u> 食料品、飲料、菓子、酒類、喫茶、レストラン用品等の輸出入、卸売業、販売業並びにこれらの仲介業</p> <p><u>18.</u> 動産の賃貸借、リース及び仲介業</p> <p><u>19.</u> 広告、宣伝、印刷、映像及びその企画、立案、制作に関する業務</p> <p><u>20.</u> 企業内教育、研修、セミナーの企画、運営業務</p> <p><u>21.</u> 漁業および水産養殖業ならびに水産物、農畜産物の生産、加工および販売</p> <p><u>22.</u> その他前各号に関連または付帯する一切の事業。</p>	<p><u>16.</u> 食料品、飲料、菓子、酒類、喫茶、レストラン用品等の輸出入、卸売業、販売業並びにこれらの仲介業</p> <p><u>17.</u> 動産の賃貸借、リース及び仲介業</p> <p><u>18.</u> 広告、宣伝、印刷、映像及びその企画、立案、制作に関する業務</p> <p><u>19.</u> 企業内教育、研修、セミナーの企画、運営業務</p> <p><u>20.</u> 漁業および水産養殖業ならびに水産物、農畜産物の生産、加工および販売</p> <p><u>21.</u> その他前各号に関連または付帯する一切の事業。</p>
<p>第 6 条（発行可能株式総数） 当社の発行可能株式総数は、<u>74,630,000 株</u>とする。</p>	<p>第 6 条（発行可能株式総数） 当社の発行可能株式総数は、<u>100,000,000 株</u>とする。</p>
<p>第 14 条（招集権者および議長） 当社の株主総会は、<u>取締役社長</u>が招集し、議長となる。</p> <p>2. <u>取締役社長</u>に事故がある場合は、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p>	<p>第 14 条（招集権者および議長） 当社の株主総会は、<u>当社の取締役会が定める取締役</u>が招集し、議長となる。</p> <p>2. <u>前項の取締役</u>に事故がある場合は、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p>
<p>第 23 条（取締役会の招集権者および議長） 当社の取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長</u>が招集し、議長となる。</p> <p>2. <u>取締役社長</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p>	<p>第 23 条（取締役会の招集権者および議長） 当社の取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>当社の取締役会が定める取締役</u>が招集し、議長となる。</p> <p>2. <u>前項の取締役</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p>
<p>第 27 条（取締役の責任免除） 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、同法第 423 条第 1 項の取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外取締役との間に、同法第 423 条第 1 項の損害賠償</u></p>	<p>第 27 条（取締役の責任免除） 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、同法第 423 条第 1 項の取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との</u></p>

現行定款	変更案
<p>債責任を限定する契約を締結することができる。 ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>第 35 条（監査役の責任免除） 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、同法第 423 条第 1 項の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外監査役</u>との間に、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。 ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>間に、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。 ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>第 35 条（監査役の責任免除） 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、同法第 423 条第 1 項の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>監査役</u>との間に、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。 ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>

（4）日程

本商号変更および本定款変更の承認に係る定時株主総会

2018年6月28日（予定）

本商号変更および本定款変更の効力発生日

2018年10月1日（予定）

（注）本商号変更および本定款変更は、2018年6月28日開催予定の当社定時株主総会における承認を条件としております。

以上